

愛知県立大学長久手キャンパス体育施設学外者使用要領

(目的)

第1 この要領は、地域貢献の一環として、本学の教育・研究に支障のない範囲で、愛知県立大学長久手キャンパス（以下「本学」という。）体育施設利用規程第3条第2項の規定に基づき、体育施設の本学教職員及び学生以外の者による使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において「体育施設」とは、本学の第1グラウンド（多目的グラウンド）及び第2グラウンド（野球場）をいう。

(使用日及び使用時間)

第3 本学教職員及び学生以外の者は、次に掲げる使用がない場合に限り、体育施設を使用することができる。

- (1) 本学の授業
- (2) 本学が主催する行事
- (3) 本学の教職員及び学生のレクリエーション
- (4) その他学長が本学の教職員及び学生のために必要と認めるもの

2 本学教職員及び学生以外の者が体育施設を使用することのできる日は、本学の行事等を使用する以外及び本学の指定する日以外の、土曜日及び日曜日とする。

3 本学教職員及び学生以外の者が体育施設を使用することのできる時間は、次の各号に定めるとおりとする。

体育施設	使用時間	
	午前の部	午後の部
第1グラウンド (多目的グラウンド)	8:00～12:00	13:00～17:00
第2グラウンド (野球場)	8:00～12:00	13:00～17:00

注1 上記の表の「使用時間」欄の「午後の部」において、17:00までに日没となる日については、日没までの使用とする。

4 学長は、体育施設の管理のため必要があると認めるときは、前2項の使用日又は使用時間を変更することができる。

(使用者の登録)

第4 本学教職員及び学生以外の者で体育施設を使用することができるものは、この条の規定により登録を受けている団体（以下「登録団体」という。）とする。

2 登録団体は、スポーツ及びその振興を目的とする構成員10名以上の団体であり、かつ、

その責任者が成人でなければならない。

- 3 第1項の登録を受けようとする団体は、体育施設使用団体登録申請書（別記様式1）を学長に提出しなければならない。
- 4 前項の申請による登録は、登録した年度内に限り効力を有するものとする。
- 5 登録団体は、登録内容に変更があったときは、速やかにその旨を届け出なければならない。
- 6 学長は、登録団体が次の各号に該当するときは、その登録を取り消すことができる。
 - (1) 提出された使用団体登録申請書に虚偽の記載があったとき
 - (2) 体育施設を使用するにあたり、使用許可の条件に違反したとき
 - (3) その他登録団体として不適当と認めたとき（使用の許可）

第5 体育施設を使用しようとする者は、使用日の属する月の、前月5日から15日までに、不動産貸付申請書（愛知県公立大学法人不動産貸付要領様式1）（以下「申請書」という。）を提出し、許可を受けなければならない。

- 2 第1項の申請書には、使用の内容、日程等を明示した書類を添付するものとする。
- 3 体育施設の使用が社会教育又はスポーツの振興を図るものである場合に、本学の教職員及び学生以外の者に対し使用を許可することができる。
- 4 体育施設の使用が次の各号に該当するときは、使用を許可しないものとする。
 - (1) 本学の教育研究の遂行に支障があると認められるとき
 - (2) 施設等を損壊又ははなはだしく汚損するおそれがあると認められるとき
 - (3) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがあるとき
 - (4) 政治的行為及び宗教的活動を行うと認められるとき
 - (5) 特定の個人、団体等をひぼうし、又はその名誉を傷つける活動を行うと認められるとき
 - (6) その他施設の管理運営上支障があると認められるとき（使用上の遵守事項）

第6 体育施設の使用を許可された者は、体育施設の使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された目的以外に使用しないこと
- (2) 許可されていない場所や用具を使用しないこと
- (3) 体育施設を使用する目的に関わりのない物品等の販売及び寄付金品の募集その他これらに類する行為をしないこと
- (4) 靴、用具等は、指定されたものを使用すること
- (5) 使用終了後は必ず清掃を行い、施設及び用具を整備し、原状復帰すること
- (6) 施設等の損傷その他の事故のあったときは、直ちに届けでること
- (7) 使用当日における会場への案内・誘導、参加者との連絡手段の確保に配慮すること

(使用許可の取消等)

第7 次の各号に該当するときは、第5の1及び2の規定による使用許可を取り消し、又は体育施設の利用者に対し行為の中止若しくは施設からの退去を命ずることができる。

- (1) 提出された申請書に虚偽の記載があったとき
- (2) 体育施設の利用が、この要領又は本学の他の諸規程に違反したとき
- (3) 体育施設の利用が、使用許可の条件に違反したとき
- (4) 本学において、当該施設を急遽使用する必要が生じたとき
- (5) その他管理運営上使用させることが不適当と認めるとき

2 前項の規定により使用許可を取り消した場合、これに伴う損害は賠償しない。

(使用の中止)

第8 学長は、雨天等により体育施設の状態が悪化した場合は、体育施設の利用責任者に対して使用の中止を命ずることができる。

(使用料等の納入)

第9 体育施設の利用者は、愛知県公立大学法人不動産貸付要領に規定する使用料及び使用に伴う光熱水費等に相当する額（以下、「貸付料」という。）を、愛知県公立大学法人が指定する期日までに納入しなければならない。

(目的外使用及び転貸の禁止)

第10 体育施設の利用者は、許可を受けた目的の変更及び使用物件の転貸をしてはならない。

(損害賠償の義務)

第11 体育施設の利用者が、故意又は過失によって施設等を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(補則)

第12 この要領及び関係法令に定めるもののほか、体育施設の学外者使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成26年7月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年7月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月1日から施行する。

(第4条関係)

様式1

体育施設使用団体登録申請書

年 月 日

愛知県立大学長様

愛知県立大学長久手キャンパス体育施設学外者使用要領を承知のうえ、下記のとおり使用団体としての登録を申請します。

団体名	
代表者氏名	印
団体所在地（代表者住所）	
団体（代表者）連絡先電話番号	
申請者名	
申請者電話番号	
設立（認可）年月日	
設立認可番号等	
会員数	

添付書類

団体の概要、活動状況等に関する書類（規約(定款)、名簿、事業報告書、決算書等）

(第5関係)

愛知県公立大学法人不動産貸付要領 様式1 (第4条関係)

年 月 日

愛知県公立大学法人理事長 殿

申請者

住所

氏名

不動産貸付申請書

下記のとおり不動産の貸付けを受けたいので申請します。

なお自己または自社の役員等は暴力等反社会的勢力に該当しません。

記

1 貸付けを受けようとする不動産

(1) 所在地

(2) 物件名

(3) 数量

2 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 使用目的

4 添付書類

5 担当者 電話番号

6 その他特記事項